

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと休日に
たの翌日、
の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医の登録(保険課)

県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)

土地改良法による換地計画の決定(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(三件)(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の認可(四件)(〃)

土地改良事業計画の変更の認可(二件)(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(造林課)

告 示

鳥取県告示第一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
津 嶋 讓 治	鳥医第四、〇四一号	平成元年十二月七日

鳥取県告示第二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営かんがい排水事業北条砂丘地区農業用排水)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し
縦覧に供する期間

平成二年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場及び大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二一六工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第四号

東伯郡泊村大字原四六一藤井賢一ほか七人の者が共同（原地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五号

日南町が行う土地改良事業に係る福方来地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六号

日南町が行う土地改良事業に係る日野上西地区河上工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七号

鳥取市が行う土地改良事業に係る（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）津ノ井地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業有富地区区画整理）を平成元年十

二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業金沢第四地区農業用排水）を平成元年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）国分寺地区農道整備）を平成元年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）蒲生地区区画整理）を平成元年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）東郷地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成元年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）立見地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成元年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字茂谷字出合山二九六・大字清徳字中河原谷三〇四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十五号

次のように保林安の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保林安の所在場所

八頭郡智頭町大字坂原字原ノ谷五五七・五七四・五七六・五七八・五七九・五八一・五八二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保林安として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】